

長崎県知事 様

所在地
(申請者) 名 称
代表者名

印

令和 年度長崎県 DX アドバイザー招へい事業補助金交付申請書

令和 年度長崎県 DX アドバイザー招へい事業補助金 円を交付されるよう、
長崎県補助金等交付規則 (昭和 40 年長崎県規則第 16 号) 第 4 条の規定により、次の関係書類を添
えて申請します。

記

1 . 関係書類

- (1) 補助事業計画書 (様式第 2 号)
- (2) 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書
- (4) 直近の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- (5) 暴力団の排除に関する誓約書 (様式第 3 号)

2 . 補助金交付申請額の算定

(1) 補助事業に要する経費	円	補助金の交付対象となる事業に要する経費の合計 (A)
(2) 補助金交付申請額	円	上記 A × 2 分の 1 以内 (千円未満切捨て)
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合には、次の算式を明記すること。 (補助対象経費を税抜で申請する場合にも記入)		
補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額 上記の(2)補助金交付申請額 () 円 - () 円 = () 円		
(3) 補助事業完了予定年月日	年 月 日	

補 助 事 業 計 画 書

事業計画

1. 企業情報

企業名			
所在地	〒 -		
代表者名		資本金の額	円
決算月		常時使用する 従業員数	人
連絡先	電話番号	- -	HP アドレス
	担当者部署 ・氏名		電子メール アドレス

2. 事業内容

実施する事業の 業種	<p>該当するものにチェックをすること。（複数選択可）</p> <p>製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 運輸業、郵便業 卸売業、小売業 金融業、保険業 不動産業、物品賃貸業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業 教育、学習支援業 医療、福祉 複合サービス業 サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>上記の<u>事業実績がわかる資料</u>を添付すること。 （定款、決算関係資料、自社ウェブサイト印刷物等。いずれか1つで可）</p>
2. 現状分析、 課題	（現状の分析及びDX推進により解決したい課題を記載。）
3. DX推進により 目指す姿	（2.の課題を解決することによりどうなりたいのか、どのような価値を創出したいのか、その <u>構想・将来像</u> などを記載。）
4. DX推進の 社内体制	（3.を実現するための体制、 <u>人員</u> と、その <u>役割</u> などを記載。）
6. 招へいを希望 する専門家	<p>（2.の課題の解決のため、招へいを希望する<u>専門家</u>について記載する。）</p> <p>・招へいする専門家の概要（氏名・社名・団体名、経歴、過去の実績等）</p> <p>・<u>招へいの目的・理由</u></p> <p>・<u>アドバイス等を受ける内容及びそのスケジュール</u></p>

注：枠は適宜拡大すること。補足説明があれば、適宜資料を添付すること。

3. 本年度補助金等申請予定（本補助金以外の補助金等の申請（予定）があれば記入すること）

補助金等の名称	補助金等 実施機関名	申請テーマ	申請額	備 考

欄が不足する場合は行を追加すること。

収支予算書

(1) 収入の部

経費区分	金額（円）	備 考
補助金		
借入金		
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

経費区分	経費の内訳 ¹		補助対象事業費（円）	補助金額 ² （円）
	費目	積算根拠		
専門家 招へい費				/
合 計	/			

1. 「経費の内訳」は、各費目（謝金、旅費、委託費、アドバイスに要する機材・システムの使用料等）に応じて積算根拠を記入し、招へい予定の専門家からの見積もり書などを適宜添付してください。
2. 「補助金額」について、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てて記入してください。

長崎県知事

様

申請者 住所
名称
代表者名

印

誓 約 書

私は、令和 年度長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

チェック欄(誓約の場合、 にチェックを入れてください。)

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者(以下「暴力団等」という。)と契約を締結しません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

令和 年度長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金交付決定通知書

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付けで申請のあった長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので同規則第7条の規定により通知する。

年 月 日

長 崎 県 知 事

記

- 1 交付決定額 円
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 2 交付決定の内容
補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けで交付申請のあった令和 年度長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金交付申請書(以下「申請書」という。)の記載のとおりとする。
なお、補助事業に要する経費の内訳は、申請書の記載のとおりとする。
- 3 交付の条件
 - (1) 補助事業者は、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)(以下、「規則」という。)、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第299号)及び長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金実施要綱で定めるところに従わなければならない。また、当補助金の財源の一部に国の補助金等を充当した場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定の適用を受ける。
 - (2) 補助事業の実施にあたって、暴力団等と契約を締結してはならない。
 - (3) 補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)の内容又は補助金額の

変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
- (5) この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

令和 年度長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金
に係る補助事業の内容又は補助金額の変更承認申請書

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって交付決定の通知があった
上記の補助事業の内容又は補助金額を下記のとおり変更したいので、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第11条第2項第1号の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

変更前	変更後

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

令和 年度長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金
に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって交付決定の通知があった
上記の補助事業を下記の理由により中止(廃止)したいので、長崎県補助金等交付規則(昭和40
年長崎県規則第 16号)第11条第 2 項第 2 号の規定により申請します。

記

1 中止(廃止)する理由

2 中止の期間(廃止の時期)

長崎県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

令和 年度長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金
に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の補助事業に係る事故について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項第3号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注） 事故の理由を立証する書類を添付すること。

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所

申請者 名 称

代表者名

印

**令和 年度長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金
に係る補助事業遂行状況報告書**

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の補助事業の遂行状況について、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第11条第1項の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙)

1. 執行状況

経費区分	補助金交付決定額に係る補助対象経費	執行済額 (支払済額)	今後の執行 予定額	差 引 -(+)	執行率 / %
専門家招へい費					
合 計					

2. 補助事業の進捗状況

(申請書記載内容と対応させて補助事業の経過とその成果を簡明に記載し、今後の計画等を併記すること。また、計画の日程と実績を比較して、遅速のある場合はその理由を記載すること。)

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
申請者 名 称
代表者名 印

令和 年度長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金について、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1. 関係書類

- (1) 補助事業実績書(様式第10号)
- (2) 支払根拠資料(契約書、請求書、領収書の写し等)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2. 補助金交付申請額の算定

(1) 補助対象経費	円	補助事業に要した経費の合計(A)
(2) 補助金充当額	円	上記A×2分の1以内 (千円未満切捨て)
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合には、次の算式を明記すること。 (補助対象経費を税抜で申請する場合にも記入)		
補助金所要額	- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	= 補助金額 上記の(2)補助金充当額
()円	- ()円	= ()円
(3) 補助事業完了年月日	年 月 日	

長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金 補助事業実績書

1 収支予算書

(1) 収入の部

経費区分	金額（円）	備 考
補助金		
借入金		
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

経費区分	経費の内訳 ¹		補助対象事業費（円）	補助金額 ² （円）
	費目	積算根拠		
専門家 招へい費				/
合 計	/			

注1. 「経費の内訳」は、各費目の積算根拠を記入してください。

注2. 「補助金」「補助金額」について、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てて記入してください。

注3. 適宜、行を追加してください。

2 実施事業の成果等

実施計画のテーマ

--

事業実施担当者の職・氏名

--

アドバイザーによるアドバイス等の内容

月日	アドバイス内容

適宜、行を追加のこと

アドバイザー招へいの成果

(どのような成果を得たのか記載してください。)

--

今後の展開

(DX 推進に向けた今後の展開や具体的な計画を記載ください)

--

説明図やフロー図等を使い、分かりやすく記載してください。自由に枠を伸縮しても構いません。

長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金交付
（概算払・精算払）請求書

金 円 也

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって（交付決定・額の確定）
の通知があった長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎
県DXアドバイザー招へい事業補助金実施要綱第13条の規定により、請求内訳書を添えて請求し
ます。

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
請求者 名 称
代表者名

印

振込先口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	
”（カナ）	

請 求 内 訳 書

経費区分	交 付 (変更交付) 決 定 額	交 付 (変更交付) 決定年月日	既受領額	今回請求額	事業完了 (予定) 年 月 日
専門家招へい費			円	円	
合 計					

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

令和 年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金実施要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額（3 - 2）	円

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

定 期 報 告 書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度が終了しましたので、長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金実施要綱第17条の規定に基づき、下記書類により報告します。

記

・アドバイザー招へい後のDX推進状況について

1. 前年度までの推進状況	2. 今年度取組内容	3. 現状
		(1 . の状況が 2 . によってどうなったか)

・決算関係書類 (貸借対照表、損益計算書)